

平成 23 年（ヨ）第 29 号

教育活動差止等仮処分申立事件

債権者 A1 外 13 名

債務者 郡山市

準備書面 3
(債務者最終準備書面)

平成 23 年 10 月 9 日

福島地方裁判所郡山支部 御中

債務者代理人弁護士

滝 田 三

良

同 復代理人弁護士

門 脇

真

同 復代理人弁護士

石 森 雄 一

郎

第 1 債権者平成 23 年 9 月 9 日付最終準備書面（以下、「債務者最終準備書面」という）に対する認否

1 「第 3 債権者の主張について」について

(1) 「2、チェルノブイリ事故との比較」について

チェルノブイリ事故による影響を受けた子どもたちの健康に関する調査報告があることは認めるが、その余、詳しくは不知。

(2) 「3、アルファ線、ベータ線を発射する核種の放出と汚染」について

福島原発から放射性物質が放出されたことは認めるが、その余、

詳しくは不知。

(3) 「4、外部被ばく」について

(1) ないし(3)につき、いずれも不知。

第2 被保全権利が認められないこと

1 具体的権利ではないこと

(1) 債務者郡山市がこれまで主張してきたとおり、債権者らが被保全権利として主張する、教育を受ける権利、生存権・生命に対する権利などの権利(以上、申立書24頁)は、いずれも抽象的権利であって、債務者郡山市に対して、債権者らに対する教育活動の差止及び他の一定地域での教育活動の実施を求める具体的権利が発生するものではない。

(2) 特に、他の一定地域での教育活動の実施を求める権利については、請求権であり、市町村に対して、学校施設や教員の確保、そのための予算措置などの困難な義務を課すものであって、このような義務は、債権者らも認めているとおり、一地方公共団体のみで実現できるものではない(債権者最終準備書面p22)。

したがって、債権者らにおいて、特に、他の一定地域での教育活動の実施を求める権利について、法律上の根拠なくしては、具体的権利として認められない。

2 学校教育法上も被保全権利は認められないこと

- (1) 学校教育法が、各市町村がその区域内に小中学校を設置して、域内の児童生徒への教育を実施することを予定していることは、これまでの債務者郡山市の主張のとおり、明らかである（債務者平成23年8月22日付準備書面1・P7）。
- (2) そして、小中学校設置基準からしても、一定の場合に「他の学校等の施設及び設備を使用することができる」と規定されているだけであり、債権者らが債務者郡山市に対して、教育活動の実施を差止または他の一定地域での教育活動の実施を求める権利を認めることはできない（債務者平成23年8月22日付準備書面1・P7）。

3 人格権の侵害主体が債務者ではないこと

- (1) 債権者らは、被保全権利について、債務者郡山市が、「債権者らを年間積算量が1ミリシーベルトを超える環境に晒そうとしている限り、債務者が債権者らの人格権を侵害する加害者」であるとして、債務者に対して教育活動の差止請求権を有する旨、主張する（債権者最終準備書面p10・下から10行目以降）。

しかし、債権者ら各人の正確な被ばく量は必ずしも明らかではないが、以下のとおり、人格権の侵害主体は、債務者郡山市ではない。

- (2) 侵害主体が東京電力株式会社であること

平成23年3月11日の東日本大震災以後、債務者現在の郡山市内に存在する放射線は、いわゆる福島原発事故によって、福島原発から放出されたものであることは公知の事実である。

したがって、この放射線による債権者らの生命・健康に対する侵害の主体は、福島原発を管理する東京電力株式会社であって、債務者郡山市が侵害主体ではないことは明らかである。

（3）居住・移転の自由、学校選択の自由、転校の自由があること

ア 債権者やその保護者らには、居住移転の自由（憲法22条1項）があり、債務者郡山市は、債権者らに対して、郡山市内における居住を強いているものではない。

イ また、債権者らに対して、普通教育を受けさせる義務を負っているのはその保護者らである（憲法26条2項前段参照）。

そして、債権者らの保護者である親には、学校選択の自由（旭川学力テスト事件・昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決）及び居住移転の自由と相まって、転校の自由が認められるのであって、債務者郡山市は、債権者らに対して、郡山市内における教育を強いているものでもない。

ウ これに対して、債権者らは、転校の自由について、現実に自主避難できるのは、経済的裏付け、親の転職先、子供本人の理解等がそろった場合だけであり、実質的には「転校の自由」が無きに等しい

旨主張する（債権者最終準備書面 p 8。ただし、「保全の必要性」の項）。

エ しかし、転校の自由を否定する債権者らの主張する各事情は、専ら債権者ら各人の個人的な事情であって、債務者郡山市との関係で、転校の自由を否定し、債務者郡山市に対して、教育を差し止めさせ、かつ、債権者らの疎開先の選定や債務者の費用での学校設備の確保の義務を強いいる程の理由とはいえない。

オ したがって、債権者ら主張の事情をもって、債務者郡山市を侵害主体とみることはできない。

◀ (4) 区域外就学が可能であること

ア 加えて、債権者らは、転校をしなくとも、いわゆる区域外就学の規定により、郡山市外の市町村の小中学校に通うこともできるので（学校教育法施行令 9 条、乙 15），債務者郡山市は、債権者らに対して、郡山市内における教育を強いているものではない。

イ 債権者らは、区域外就学について、本件のような場合を想定してできた制度ではない旨主張する（債権者最終準備書面 p 8。ただし、「保全の必要性」の項）。

(ア) しかし、区域外就学の、法令上の要件は、児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と新たな就学先の教育委員会または小中学校との協議を経た、新たな就学先の教育委員会または小中学

校の承諾であり（学校教育法施行令9条），区域外就学の必要性及び相当があると判断される場合には，承諾をすることができると解すべきである。

（イ） 本件のように，震災の影響を受け，区域外就学を希望する場合には，区域外就学の承諾をすることは可能というべきであり，本件ような場合に区域外就学の制度を利用できないとはいえない。

（ウ） 実際の運用を見ても，平成23年4月1日以降，東日本大震災により，郡山市外に，避難している児童生徒数は，約997名いるが，そのうち，震災を理由に区域外通学をしている児童生徒で，学校教育法施行令9条2項の協議が整っている人数は，523名にも上っている（乙19：報告書）。

（エ） したがって，区域外就学の制度の存在からしても，債務者郡山市を侵害主体とみることはできない。

（5） 債務者郡山市は，教育現場において債権者ら児童生徒の受ける放射線量の低減化を図りつつ教育を実施していること

ア　債務者郡山市は，その区域内にある学童児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置する義務を負い（学校教育法38条，49条），学校教育法上，原則として，区域内の児童生徒に対して教育を実施することが予定されている。

イ そして、一般的に、債務者郡山市が、児童生徒に対して教育を実施するに際し、児童生徒の安全に配慮しなければならないのは当然であるが、債務者郡山市は、校庭の表土除去や、児童生徒の屋外活動の制限等、債権者ら児童生徒が学校教育現場において受ける放射線量低減化に向けて様々な施策を講じ、債権者ら児童生徒の安全に最大限配慮した教育を実施し、その結果、債権者らの校庭や（乙2・1枚目No. 5, 17, 2枚目No. 3, 4, 9, 10, 3枚目No. 44）、債権者らの学校滞在時間における被ばく量が低減化していることについては、これまで債務者郡山市が主張してきたとおりである（乙1ないし7, 14, 18）。

ウ 加えて、債権者らの通う小中学校において、債権者らの生活パターンに近い教職員による、平成23年9月1日付及び同月21日付最新のモニタリング調査（なお、このモニタリングは、乙10, 11号証と同様の調査である。）によると、学校滞在時間中の教職員が受ける、1時間あたりの平均放射線量は、別紙のとおり、0.10マイクロシーベルトから0.17マイクロシーベルトになっている（乙20, 21, 22）。

エ さらに、債務者郡山市は、郡山市内の小中学校ごとに、通学路放射線量マップを作成し、郡山市ウェブサイト上において公開するとともに、保護者らに配布しており、児童生徒が登下校時に受ける放射線量低減化のために、情報提供を尽くしている（乙23）。

オ このように、教育現場において債権者ら児童生徒の受ける放射線量の低減化を図りつつ、可能な限りを努力を尽くして教育を実施している債務者郡山市をもって、債権者らの人格権を侵害する主体とみることはできない。

カ これに対して、債権者らは、今回提出した乙20、21と同じ調査方法による、乙10、11について、教職員と、校庭で過ごすこの多い子供とでは生活実態が異なるなどとして、乙18の基礎となる乙10及び乙11のモニタリング結果が不適切と主張する（債権者最終準備書面p4）。

(ア) しかし、乙10・乙11及び乙20、21は、学級担任など、児童生徒等の屋内外での生活パターンに近い教職員に測定させており、かつ、債権者らの小中学校においては屋外活動の一定の制限もあることから、モニタリング教職員と債権者ら児童生徒の受ける放射線量は限りなく近いものである（乙12）。

(イ) また、債権者らが挙げているモニタリング結果は（債権者最終準備書面p4），一般的なデータを見ても郡山市よりも放射線量が高いとされている、二本松市におけるモニタリング結果であることから、データを比較することは適切ではない。

キ さらに、債権者らは、被ばく量について、学校滞在時間外の被ばくも考慮した被ばく量を主張する（債権者最終準備p4～）

(ア) 確かに、乙18号証の「年間推計被ばく量」は平成23年9月

7日付債務者準備書面2で明らかにしているとおり、債権者らの学校滞在時間における年間推計被ばく量を試算したものであって、もとより、債権者らの学校滞在時間外の年間推計被ばく量を考慮したものではない。

(イ) しかしながら、前提として、この放射線は、東京電力株式会社が管理する福島原発から放出されたものである。

(ウ) また、債務者郡山市は、学校以外の公共施設についても、可能な限り除染措置などを尽くしているところであるが、債権者らの学校滞在時間外における生活についてまで、債務者郡山市が管理すべき立場になく、債権者らの保護者によって、自由に管理されるものである。

(エ) そして、債務者郡山市は、債務者郡山市の提供する学校教育に起因して、債権者らが学校滞在時間中に受ける放射線量について、できる限り低減化することに努めていることは、上記アないしオのとおりである。

(オ) したがって、学校滞在時間外における放射線量を考慮した上で、債務者郡山市を加害者とみることはできない。

4 小括

以上のとおり、人格権の侵害主体が債務者郡山市ではなので、債権者らの債務者郡山市に対する被保全権利は認められない。

第3 保全の必要性

1 債権者らが受ける放射線量について

(1) 債権者らは、債務者が主張の根拠とした乙10, 11によつても、学校滞在時間外に受ける放射線量を考慮すると、子供たちの年間被ばく量推計値が一般公衆の年間被ばく限度である1ミリシーベルトを超え、債権者の生命身体、健康が重大な危険にさらされている旨主張する（債権者最終準備書面p6）。

(2) しかしながら、放射線が福島原発から放出されたものであること、債権者らの学校滞在時間外における生活についてまで、債務者郡山市が管理すべき立場になく、債権者らの保護者によって、自由に管理されるものであることは、上記のとおりである（第2(5)）。

(3) したがつて、債務者が主張する、放射線の年間積算量をもつて、債務者郡山市との関係で保全の必要性を認めることはできない。

2 「転校の自由があること」「区域外就学」について

(1) 債権者らは、「転校の自由」が無きに等しい旨主張し、また、「区域外就学」について、本件のような場合を想定してできた制度ではないなどと主張する（債権者最終準備p8。）。

(2) しかし、上記第2, 3(3)と同様、転校の自由を否定する債権者らの主張する各事情は、債務者郡山市との関係で、転校の自由を否定するに足りるものではない。

(3) また、上記第2, 3(4)と同様、区域外就学が本件のような場合にも利用しうる。

(4) したがって、債権者らは、転校や区域外就学などによって、就学先を変更することができるのであって、本件申し立て必要性は認められない。

3 小括

以上より、保全の必要性は認められない。

第4 最後に

- 1 郡山市には、震災により郡山市から転出した児童生徒は、平成23年8月29日時点で、997名であるが、他方、震災により他の地方公共団から郡山市に転入してきた児童生徒も578名に上り、(乙24), 郡山市内における全児童生徒数は債権者らを含め約3万名である(乙7, 8)。
- 2 また、平成23年4月1日以降、郡山市から、県内外の市町村に一時避難したもの、郡山市に戻ってくる児童生徒も増えてきているところである(乙25)。
- 3 繰り返しになるが、債務者郡山市も、債権者らを含め、上記約3万名に上る郡山市内の児童生徒の健康な未来を願っていることに変わりはない。それゆえに、放射線量の低減化のため、様々な施策を実施しているところであり、今後も、より一層の放射線量の低減化に懸命に努め、国や他の地方公共団体とも協力して放射能の問題に取り組んでいくつもりである。

以上